

山口大学グリーン社会推進研究会会則

(名称)

第1条 本会は「山口大学グリーン社会推進研究会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、企業、自治体、産業支援機関、大学等が連携したネットワークを形成するとともに、ネットワークを通じて、情報交換等の場の創出、企業間や産学公連携による新たな研究開発・事業化等を推進することにより、地域課題解決に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の交流、情報交換、各種連携の場の創出
- (2) カーボンニュートラル・脱炭素社会に向けた取り組みに関する情報収集・提供
- (3) 産学公連携による研究開発・事業化の促進
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 会員は本会の目的に賛同する次の会員を持って構成する。

- (1) カーボンニュートラル・脱炭素社会に向けた取り組みに関心のある企業又はその企業に属する者
 - (2) 大学・高専、産業支援機関、金融機関若しくは行政機関等又はそれらに属する者
- 2 入会を希望するものは、別に定める入会申込書を事務局に提出する。
 - 3 会員は、別に定める退会届を事務局に提出して退会することができる。
 - 4 会費は無料とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 第9条第1項各号に掲げる部会の部会長 8名
 - (4) 幹事 若干名
- 2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
 - 3 会長は、山口大学副学長（学術研究担当）の職にある者をもって充てる。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 5 部会長は部会を運営する。
- 6 幹事は本会の運営に関して指導・助言する。

(副会長、部会長及び幹事の選出及び任期)

第6条 副会長、部会長及び幹事は、会長が指名する。

- 2 副会長、部会長及び幹事の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 欠員が生じた場合の後任の副会長、部会長及び幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第7条 本会の総会は年1回以上開催するものとし、会長が招集する。

- 2 総会において審議・議決する事項は、次の通りとする。
 - (1) 会則の改正
 - (2) その他、本会運営上の重要事項
- 3 議決は会長を除く会員の過半数の同意でこれを決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

(幹事会)

第8条 本会に幹事会を置き、役員をもって組織する。幹事会は、本会の運営に関する事項について審議する。

- 2 幹事会に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(部会)

第9条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の部会を設置する。

- (1) 水素関連技術部会
 - (2) グリーンプロセス部会
 - (3) 材料・生産技術部会
 - (4) 電池・電源部会
 - (5) バイオ・リサイクル部会
 - (6) スマート農業・フードシステム部会
 - (7) 社会システム部会
 - (8) 教育開発推進部会
- 2 部会に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、山口大学学術研究部産学連携課に置く。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、2022年3月17日から施行する。
- 2 この会則施行時の副会長、部会長及び幹事の任期は第6条第2項の規定にかかわらず、2024年3月31日までとする。

附 則

- 1 この会則は、2022年11月22日から施行する。
- 2 この会則施行後最初に指名される教育開発推進部会の部会長の任期は第6条第2項の規定にかかわらず、2024年3月31日までとする。

附 則

- 1 この会則は、2023年7月20日から施行する。